

平成 30 年 6 月 6 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の改定について

柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費につきましては、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討委員会において、療養費の改定や中長期的な議題が議論されているところであります。

この度、平成 30 年度柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の療養費改定率 (0.32%) が決定するとともに、算定基準及び施術料金等が改正され、本年 6 月 1 日より施行される旨、厚生労働省より通知が発出されましたので関連通知を含めご連絡申し上げます。(改定の概要は、下記をご参照ください。)

記

< 1. 柔道整復療養費の改定概要 >

①再検料の引き上げ

	現行	改定後
再検料	320 円	400 円

②金属副子等の加算の見直し

現行	改定後
<p>6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下、金属副子等という。）を必要とし、これを使用した場合は、<u>整復料又は固定料に次の額を加算する。</u></p> <p>(1)大型金属副子等の場合 1,030 円</p> <p>(2)中型金属副子等の場合 910 円</p> <p>(3)小型金属副子等の場合 680 円</p>	<p>6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下、金属副子等という。）を必要とし、これを使用した場合は、<u>整復料又は固定料に 950 円を加算する。</u></p> <p><u>なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2 回まで後療料に 950 点を加算できることとする。</u></p>

③柔道整復運動後療料の新設

現行	改定後
<p>(新設)</p>	<p>7. <u>骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。</u></p> <p>(1) <u>負傷の日から 15 日間を除き、1 週間に 1 回程度、1 カ月（暦月）に 5 回を限度とし、後療時に算定できる。</u></p> <p>(2) <u>当該負傷の日が月の 15 日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の 16 日以降に後療が行われない場合には、当該月について 2 回を限度に算定できる。</u></p> <p>(3) <u>部位、回数に関係なく 1 日 310 円とし、20 分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。</u></p>

④運用上の見直し

- ・その他の運用見直し及び療養費の取扱いに等についての詳細は添付資料 2、3 をご参照ください。

< 2. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師の療養費の改定概要 >

【はり・きゅう】

① 施術料

	現行	改定後
施術料（1術）	1,300円	1,540円
施術料（2術）	1,520円	1,580円

② 往療料

現行	改定後
1,800円	2,300円
注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,310円を加算する。	注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,700円とする。

③ 施術報告書交付料の新設

現行	改定後
(新設)	施術報告書交付料 300円

【あん摩・マッサージ】

① 施術料

	現行	改定後
マッサージ	285円	340円
変形徒手矯正術	575円	780円

② 往療料

現行	改定後
1,800円	2,300円
注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,310円を加算する。	注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,700円とする。

③施術報告書交付料の新設

現行	改定後
(新設)	施術報告書交付料 300 円

④運用上の見直し

- ・その他の運用見直し及び療養費の取扱いに関する疑義解釈資料については、添付資料 5、6 をご参照ください。

【添付資料】

1. 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について
(平 30.5.24 保発 0524 第 1 号 厚生労働省保険局長)
2. 「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(平 30.5.24 保発 0524 第 2 号 厚生労働省保険局長)
3. 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について (通知)」等の一部改正について
(平 30.5.24 保医発 0524 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)
4. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について (通知)
(平 30.5.24 保発 0524 第 3 号 厚生労働省保険局長)
5. 「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について
(平 30.5.24 保医発 0524 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)
6. はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について
(平 30.5.24 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

保発0524第1号
平成30年5月24日

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長

（公印省略）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和33年9月30日付保発第64号）について、その一部を次の表のとおり改正し、本年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

改正後

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検、往療及び再検	
1. 初 検 料	1,460 円
2. 初検時相談支援料	50 円
3. 往 療 料	1,860 円
4. 再 検 料	400 円

注 1. ～ 6. (略)

備考 1. ～ 5. (略)

6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に 950 円を加算する。

なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2 回まで後療料に 950 円を加算できることとする。

7. 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。

(1) 負傷の日から 15 日間を除き、1 週間に 1 回程度、1 ヶ月（暦月）に 5 回を限度とし、後療時に算定できる。

(2) 当該負傷の日が月の 15 日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の 16 日以降に後療が行われない場合には、当該月

改正前

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検、往療及び再検	
1. 初 検 料	1,460 円
2. 初検時相談支援料	50 円
3. 往 療 料	1,860 円
4. 再 検 料	320 円

注 1. ～ 6. (略)

備考 1. ～ 5. (略)

6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に次の額を加算する。

(1) 大型金属副子等の場合 1,030 円

(2) 中型金属副子等の場合 910 円

(3) 小型金属副子等の場合 680 円

(新設)

について2回を限度に算定できる。

(3) 部位、回数に関係なく1日310円とし、20分程度、柔道整備の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。

8. (略)

7. (略)



保発0524第2号

平成30年5月24日

都道府県知事 }
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0524第2号)について、その一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0524第2号)の一部を次のように改正する。

○別添 1 別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成 30 年 1 月 16 日保発 0116 第 1 号厚生労働省保険局長通知)の別紙 1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙 2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の 2 で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成 33 年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成 34 年及び平成 35 年度は二年以上(うち、<u>保険医療機関で従事した期間は二年まで</u>)、平成 36 年度以降は三年以上とするもの(うち、<u>保険医療機関で従事した期間は二年まで</u>)とすること。</p> <p>第 4 章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p>26 丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付すること。 丙は、様式第 6 号及び様式第 7 号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月 10 日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28 により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、<u>丁単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</u></p>	<p>別紙</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成 30 年 1 月 16 日保発 0116 第 1 号厚生労働省保険局長通知)の別紙 1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙 2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の 2 で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成 33 年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成 34 年及び平成 35 年度は二年以上、平成 36 年度以降は三年以上とするものであること。</p> <p>第 4 章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p>26 丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付すること。 丙は、様式第 6 号及び様式第 7 号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月 10 日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28 により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</p>

○別添2を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別添2</p> <p>受領委任の取扱規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は二年以上(うち、<u>保険医療機関で従事した期間は一年まで</u>)、平成36年度以降は三年以上(うち、<u>保険医療機関で従事した期間は二年まで</u>)とするものであること。</p> <p>第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p>26 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、<u>施術管理者単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)</u>へ送付すること。</p>	<p>別添2</p> <p>受領委任の取扱規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は二年以上、平成36年度以降は三年以上とするものであること。</p> <p>第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p>26 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</p>
<p>別添2</p> <p>受領委任の取扱規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は二年以上(うち、<u>保険医療機関で従事した期間は一年まで</u>)、平成36年度以降は三年以上(うち、<u>保険医療機関で従事した期間は二年まで</u>)とするものであること。</p> <p>第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p>26 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、<u>施術管理者単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)</u>へ送付すること。</p>	<p>別添2</p> <p>受領委任の取扱規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は二年以上、平成36年度以降は三年以上とするものであること。</p> <p>第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p>26 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</p>

○別添2の様式第5号を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(傍線部分が改正部分)

u003c/pu003e

(様式第5号)
柔道整復施療費支給申請書

申請者名: 〇〇〇〇〇
申請者番号: 〇〇〇〇〇〇〇
住所: 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

受給者名: 〇〇〇 〇〇〇
受給者生年月日: 〇〇年〇〇月〇〇日
受給者性別: 〇
受給者職業: 〇

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日																															
治療	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
回数	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
料	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
合計	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

申請者印: 〇〇〇〇〇
申請者署名: 〇〇〇 〇〇〇
申請者捺印: 〇〇〇 〇〇〇

受給者印: 〇〇〇 〇〇〇
受給者署名: 〇〇〇 〇〇〇
受給者捺印: 〇〇〇 〇〇〇

申請年月日: 〇〇年〇〇月〇〇日

申請場所: 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

申請者住所: 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

申請者職業: 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

申請者性別: 〇

申請者生年月日: 〇〇年〇〇月〇〇日

申請者職業別: 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

申請者職業別コード: 〇〇〇〇

申請者職業別名称: 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

申請者職業別コード: 〇〇〇〇

申請者職業別名称: 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

(様式第5号)
柔道整復施療費支給申請書

申請者名: 〇〇〇〇〇
申請者番号: 〇〇〇〇〇〇〇
住所: 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

受給者名: 〇〇〇 〇〇〇
受給者生年月日: 〇〇年〇〇月〇〇日
受給者性別: 〇
受給者職業: 〇

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日																															
治療	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
回数	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
料	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
合計	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

申請者印: 〇〇〇〇〇
申請者署名: 〇〇〇 〇〇〇
申請者捺印: 〇〇〇 〇〇〇

受給者印: 〇〇〇 〇〇〇
受給者署名: 〇〇〇 〇〇〇
受給者捺印: 〇〇〇 〇〇〇

申請年月日: 〇〇年〇〇月〇〇日

申請場所: 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

申請者住所: 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

申請者職業: 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

申請者性別: 〇

申請者生年月日: 〇〇年〇〇月〇〇日

申請者職業別: 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

申請者職業別コード: 〇〇〇〇

申請者職業別名称: 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

申請者職業別コード: 〇〇〇〇

申請者職業別名称: 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

2 適用月

平成 30 年 6 月 1 日以降新たに受領委任の取扱いの届け出又は申し出をした者について、改正後の本通知を適用すること。

なお、平成 30 年 5 月 31 日までに既に受領委任の取扱いに係る協定又は契約を締結済みの者については、特段の意思表示がない限り、改正後の協定又は契約を締結したものとみなして、平成 30 年 6 月 1 日から適用すること。

ただし、別添 1 別紙の様式第 5 号及び別添 2 の様式第 5 号については、当分の間、従来の様式を取り繕って使用できることとする。

保医発0524第1号

平成30年5月24日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の
留意事項等について（通知）」等の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和33年9月30日付保発第64号）の一部改正及び「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号）の一部改正については、平成30年5月24日付け保発0524第1号及び保発0524第2号をもって通知されたところであるが、これらの取扱いについては、下記のとおりであるので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号）の一部を次のように改正する。

○別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

別紙	改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則</p> <p>5 療養費の支給対象となる負傷は、<u>外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫</u>であり、<u>内科的原因による疾患は含まれないこと</u>。なお、<u>介達外力による筋、腱の断裂</u>(いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合も第5の(5)により算定して差し支えないこと。<u>また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること。</u>) <u>(注) 負傷の原因は、いつ、どこで、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。</u></p> <p>第5 その他の施術料</p> <p>4 その他の事項</p> <p>(6) 金属副子等加算</p> <p>イ 骨折、脱臼の<u>整復及び不全骨折の固定に際し、特に治療上金属副子等による固定を必要としてこれを使用した場合には、整復料、固定料又は後療料の加算として算定</u>できること。 <u>なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2回まで後療料に加算できるとし、金属副子等を使用又は交換した日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載すること。</u></p>	<p>柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則</p> <p>5 療養費の支給対象となる負傷は、<u>急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫</u>であり、<u>内科的原因による疾患は含まれないこと</u>。なお、<u>急性又は亜急性の介達外力による筋、腱の断裂</u>(いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合も第5の(5)により算定して差し支えないこと。<u>また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること。</u>) <u>(注) 負傷の原因は、いつ、どこで、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。</u></p> <p>第5 その他の施術料</p> <p>4 その他の事項</p> <p>(6) 金属副子等加算</p> <p>イ 骨折、脱臼の<u>整復及び不全骨折の固定に際し、特に治療上金属副子等による固定を必要としてこれを使用した場合には、整復料又は固定料の加算として算定</u>できること。 <u>なお、金属副子等を使用又は交換した日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載すること。</u></p>	<p>別紙</p> <p>柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則</p> <p>5 療養費の支給対象となる負傷は、<u>急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫</u>であり、<u>内科的原因による疾患は含まれないこと</u>。なお、<u>急性又は亜急性の介達外力による筋、腱の断裂</u>(いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。)について、<u>第5の(5)により算定して差し支えないこと。</u></p> <p>第5 その他の施術料</p> <p>4 その他の事項</p> <p>(6) 金属副子等加算</p> <p>イ 骨折、脱臼の<u>整復及び不全骨折の固定に際し、特に治療上金属副子等による固定を必要としてこれを使用した場合には、整復料又は固定料の加算として算定</u>できること。</p>

ウ 金属副子等加算は、固定に使用した金属副子等の数にかかわらず、算定できるものであること。
なお、交換にあつては、

- ① 負傷部位の状態の変化により金属副子等の大きさや形状の変更が必要となつた場合
 - ② 金属副子等が破損した場合
 - ③ 衛生管理上、交換が必要となつた場合
- であり、単なる交換の場合は算定できないものであること。

また、交換が必要となつた理由を施術録に記載すること。

(7) 柔道整復運動後療料

ア 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できるものであること。

イ 柔道整復運動後療料は、1日につき310円とする。

ウ 柔道整復運動後療料の算定は、後療時に運動機能の回復を目的とした各種運動を20分程度行った場合に、負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月(歴月)に5回を限度として算定できるものであること。

エ 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回を限度に算定できるものであること。

オ 当該負傷の日が月の16日以降の場合には、当該月について算定は認められないこと。

カ 1日における柔道整復運動後療料は、各種運動を行った部位数、回数を考慮しないものであること。

キ いわゆるストレッチングについては、柔道整復運動後療料を認められないこと。

ウ 金属副子等加算は、固定に使用した金属副子等の数にかかわらず、次の基準により算定できるものであること。
① 大型金属副子等加算については、固定部位の範囲が1肢又はこれに準ずる範囲に及ぶ場合
② 中型金属副子等加算については、固定部位の範囲が半肢又はこれに準ずる範囲に及ぶ場合
③ 小型金属副子等加算については、固定部位の範囲が前記②に及ばない程度の場合

(新設)

ク 柔道整復運動後療料の算定となる日を支給申請書の

「摘要」欄及び施術録に記載すること。

(8) (略)

(7) (略)

2 「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 11 年 10 月 20 日付け保険発第 138 号）の一部を次のように改正する。

ただし、別紙別添の様式については、当分の間、従来の様式を取り繕って使用できることとする。

○別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

	改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>柔道整備施術療養費支給申請書の記載要領(参考例)</p> <p>第1 一般的事項</p> <p>3 申請書に記載した数字等の訂正を行うときは、修正液を使用することなく、誤って記載した数字等を＝線で抹消の上、正しい数字等を記載すること。 なお、申請書の記載に当たっては、黒若しくは青色のインク又は消すことができないボールペン等を使用すること。</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>2 施術の内容欄</p> <p>(2) 「負傷の原因」欄について</p> <p>3 部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合には、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を記載すること。</p> <p>(14) 「初換時相談支援料」欄には、金額を記載すること。</p> <p>(15) 「再換料」欄には、金額を記載すること。</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 「金属副子等加算」欄には、使用又は交換した回数及び合計金額を記載すること。 また、「摘要」欄に金属副子等を使用又は交換した年月日をそれぞれ記載すること。</p> <p>(18) 「柔道整備運動後療料」欄には、回数及び合計金額を記載すること。</p>	<p>別紙</p> <p>柔道整備施術療養費支給申請書の記載要領(参考例)</p> <p>第1 一般的事項</p> <p>3 申請書に記載した数字等の訂正を行うときは、修正液を使用することなく、誤って記載した数字等を＝線で抹消の上、正しい数字等を記載すること。 なお、申請書の記載に当たっては、黒若しくは青色のインク又はボールペン等を使用すること。</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>2 施術の内容欄</p> <p>(2) 「負傷の原因」欄について</p> <p>平成25年5月1日以降の施術分から、3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合には、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

また、「摘要」欄に柔道整復運動後療料の算定となる日をそれぞれ記載すること。

(19) 「整復料・固定料・施療料」欄、「通減開始月日」欄、「後療料」欄、「冷罨療法料」欄、「温罨療法料」欄、「電療法料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「長期」欄及び右側の「計」欄について

(20) 「摘要」欄について

④ 脱臼又は骨折の施術に同意した医師の氏名と同意日を記載すること。

(21) (略)

(22) (略)

6 受取代理人への委任の欄

患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人への委任」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者から押印を受けること。(患者が印を有さず、やむを得ず患者のぼ印を受けることも差し支えないこと。)

なお、委任年月日については、予め、機械打ち出しすることは差し支えないこと。

(15) 「整復料・固定料・施療料」欄、「通減開始月日」欄、「後療料」欄、「冷罨療法料」欄、「温罨療法料」欄、「電療法料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「長期」欄、右側の「計」欄及び「施術の証明」欄について

(16) 「摘要」欄について

④ 平成22年9月1日以降の施術分から、脱臼又は骨折の施術に同意した医師の氏名と同意日を記載すること。

(17) (略)

(18) (略)

6 受取代理人の欄

患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者から押印を受けること。(患者が印を有さず、やむを得ず患者のぼ印を受けることも差し支えないこと。)

なお、委任年月日については、予め、機械打ち出しすることは差し支えないこと。

○別紙別添様式を次の表のように改正する。

改正後

別紙 別添様式

(様式第5号)
菜園整備施設修繕費支給申請書

申請者名 氏名 住所 電話番号

申請年月日 年 月 日 申請開始年月日 申請終了年月日 交付年度

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
101																															
102																															
103																															
104																															
105																															

申請者名 氏名 住所 電話番号

申請年月日 年 月 日 申請開始年月日 申請終了年月日 交付年度

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
101																															
102																															
103																															
104																															
105																															

申請者名 氏名 住所 電話番号

申請年月日 年 月 日 申請開始年月日 申請終了年月日 交付年度

改正前

別紙 別添様式

(様式第5号)
菜園整備施設修繕費支給申請書

申請者名 氏名 住所 電話番号

申請年月日 年 月 日 申請開始年月日 申請終了年月日 交付年度

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
101																															
102																															
103																															
104																															
105																															

申請者名 氏名 住所 電話番号

申請年月日 年 月 日 申請開始年月日 申請終了年月日 交付年度

(傍線部分が改正部分)

3 「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成22年5月24日付け保医発0524第3号）の一部を次のように改正する。

○別紙様式2を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前																																																																								
(別紙様式2)	(別紙様式2)																																																																								
<p style="margin: 0;">様</p> <p style="margin: 0;">明細書</p>	<p style="margin: 0;">様</p> <p style="margin: 0;">明細書</p>																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><初検料・再検料等></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>初検料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>初検時相談支援料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>再検料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><施術情報提供料></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><往療料></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><施術料等></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>整備・固定・施療料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>後療料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>温湯法料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>冷電法料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>電療料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>金属副子等加算</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>柔道整復運動後療料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><その他></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>① 一部負担金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>② 保険外</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額(①+②)</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">(集約力所) 力班</p>	<初検料・再検料等>		初検料	円	初検時相談支援料	円	再検料	円	<施術情報提供料>	円	<往療料>	円	<施術料等>	円	整備・固定・施療料	円	後療料	円	温湯法料	円	冷電法料	円	電療料	円	金属副子等加算	円	柔道整復運動後療料	円	<その他>	円	計	円	① 一部負担金	円	② 保険外	円	合計金額(①+②)	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><初検料・再検料等></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>初検料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>初検時相談支援料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>再検料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><施術情報提供料></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><往療料></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><施術料等></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>整備・固定・施療料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>後療料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>温湯法料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>冷電法料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>電療料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><その他></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>① 一部負担金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>② 保険外</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額(①+②)</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">(集約力所) 力班</p>	<初検料・再検料等>		初検料	円	初検時相談支援料	円	再検料	円	<施術情報提供料>	円	<往療料>	円	<施術料等>	円	整備・固定・施療料	円	後療料	円	温湯法料	円	冷電法料	円	電療料	円	<その他>	円	計	円	① 一部負担金	円	② 保険外	円	合計金額(①+②)	円
<初検料・再検料等>																																																																									
初検料	円																																																																								
初検時相談支援料	円																																																																								
再検料	円																																																																								
<施術情報提供料>	円																																																																								
<往療料>	円																																																																								
<施術料等>	円																																																																								
整備・固定・施療料	円																																																																								
後療料	円																																																																								
温湯法料	円																																																																								
冷電法料	円																																																																								
電療料	円																																																																								
金属副子等加算	円																																																																								
柔道整復運動後療料	円																																																																								
<その他>	円																																																																								
計	円																																																																								
① 一部負担金	円																																																																								
② 保険外	円																																																																								
合計金額(①+②)	円																																																																								
<初検料・再検料等>																																																																									
初検料	円																																																																								
初検時相談支援料	円																																																																								
再検料	円																																																																								
<施術情報提供料>	円																																																																								
<往療料>	円																																																																								
<施術料等>	円																																																																								
整備・固定・施療料	円																																																																								
後療料	円																																																																								
温湯法料	円																																																																								
冷電法料	円																																																																								
電療料	円																																																																								
<その他>	円																																																																								
計	円																																																																								
① 一部負担金	円																																																																								
② 保険外	円																																																																								
合計金額(①+②)	円																																																																								
<p>平成 年 月 日</p> <p>住所 氏名 印</p>	<p>平成 年 月 日</p> <p>住所 氏名 印</p>																																																																								



平成30年5月24日

都道府県知事 }
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の支給について(通知)

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年6月1日以降(1の(4)及び2の(5)については本年10月1日以降)の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、「はり、きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて」(昭和42年9月18日付保発第32号)は、平成30年10月1日をもって廃止する。

記

1 はり、きゅう

(1) 初検料

① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合
1,610円

② 2術(はり、きゅう併用)の場合
1,660円

(2) 施術料

① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合
1回につき 1,540円

② 2術(はり、きゅう併用)の場合
1回につき 1,580円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電气温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

(3) 往療料 2, 300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2, 700円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 施術報告書交付料 300円

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合
1局所につき 340円

(2) 温罨法を併施した場合
1回につき 80円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合
1肢につき 780円

(4) 往療料 2, 300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2, 700円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 300円

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（通知）」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>1 はり、きゅう</p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき <u>1, 540円</u></p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1回につき <u>1, 580円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。</p> <p>(3) 往療料 <u>2, 300円</u></p> <p>注1 往療距離が片道<u>4</u>キロメートルを超えた場合は、<u>2, 700円</u>とする。</p> <p>注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(4) 施術報告書交付料 <u>300円</u></p>	<p>1 はり、きゅう</p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき <u>1, 300円</u></p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1回につき <u>1, 520円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。</p> <p>(3) 往療料 <u>1, 800円</u></p> <p>注1 往療距離が片道<u>2</u>キロメートルを超えた場合は、<u>片道8キロメートルまで</u>については、<u>2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまで</u>については、<u>一律2, 310円を加算する。</u></p> <p>注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(新設)</p>

<p>2 あん摩・マッサージ</p> <p>(1) マッサージを行った場合 1 局所につき <u>285円</u></p> <p>(3) 変形徒手矯正術を行った場合 1 肢につき <u>575円</u></p> <p>(4) 往療料 <u>1,800円</u></p> <p>注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、<u>片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,310円を加算する。</u></p> <p>注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 あん摩・マッサージ</p> <p>(1) マッサージを行った場合 1 局所につき <u>340円</u></p> <p>(3) 変形徒手矯正術を行った場合 1 肢につき <u>780円</u></p> <p>(4) 往療料 <u>2,300円</u></p> <p>注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、<u>2,700円とする。</u></p> <p>注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(5) 施術報告書交付料 <u>300円</u></p>
---	---

保医発0524第2号

平成30年5月24日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

（公印省略）

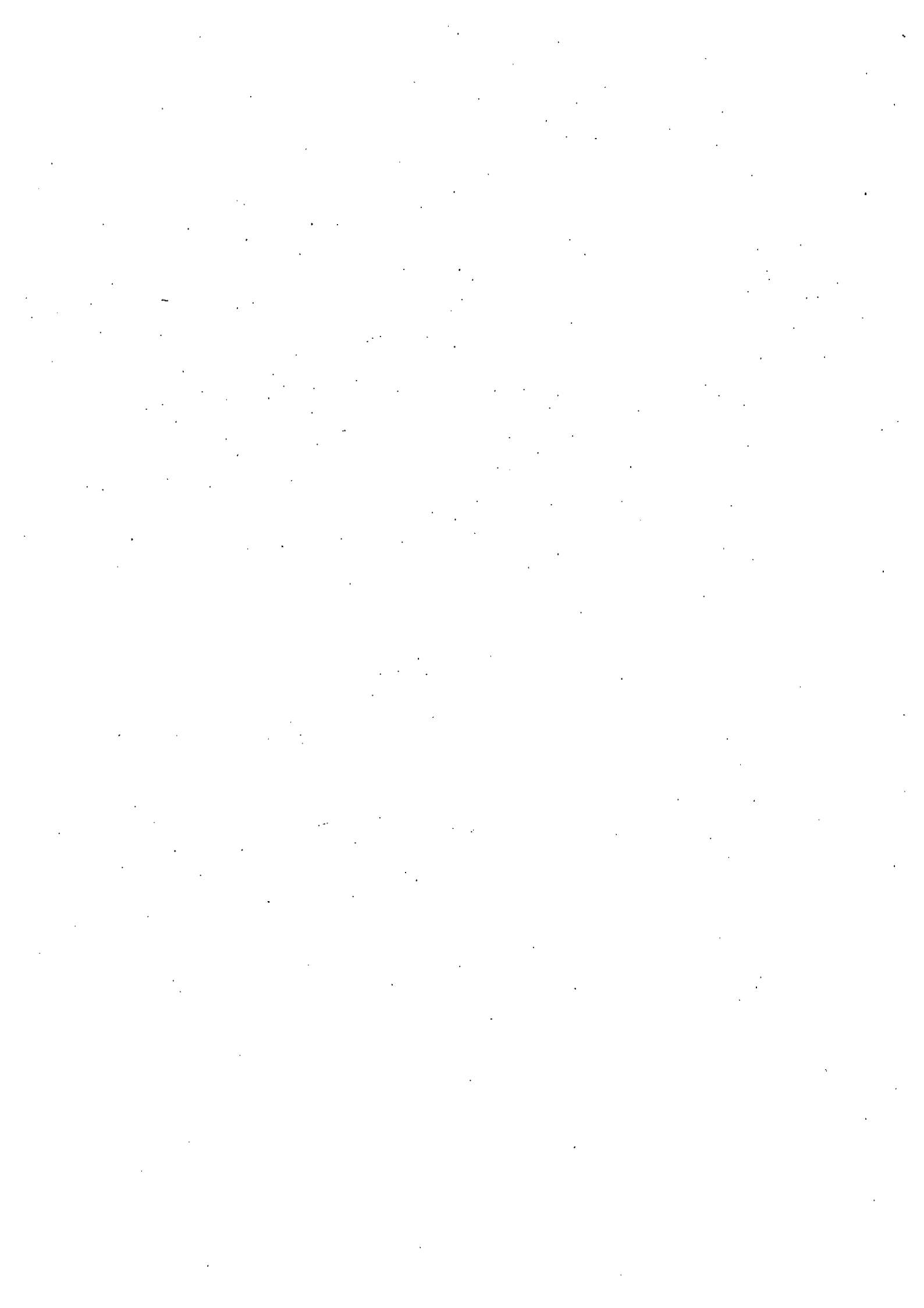
「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日付保医発第1001002号）については、その一部を下記のとおり改正し、本年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日付保医発第1001002号）の一部を次の表のように改正する。

ただし、別添1の別紙4及び別添2の別紙4の様式については、当分の間、従来の様式を取り繕って使用できることとする。



事務連絡
平成30年5月24日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに
関する疑義解釈資料の送付について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いについては、「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」（平成30年5月24日保医発0524第2号）等により、平成30年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、関係者に周知を図るとともに窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

鍼灸・マッサージに係る療養費関係

【支給申請書関係】

(問 1) 往療料の改定により、支給申請書の様式が変更となったが、印刷済みの従来の支給申請書がなくなるまでの間、従来の様式を使用して差し支えないか。

(答) 従来の様式を訂正する必要はなく、従来の様式をそのまま使用して差し支えない。
なお、この場合、往療距離が片道4kmまでの場合には、従来の様式の「往療料2kmまで」の欄に改定後の往療料の金額「2,300円」と往療の回数を記載し、また、往療距離が片道4kmを超えた場合には、従前の様式の「加算」の欄に改定後の往療料の金額「2,700円」と往療の回数を記載する。

(問 2) 往療料の改定により、支給申請書の様式が変更となったが、印字する支給申請書の様式が従来の様式であり、様式の修正が困難な場合、従来の様式を使用して差し支えないか。

(答) 従来の様式を訂正する必要はなく、従来の様式をそのまま使用して差し支えない。
なお、この場合、印刷済みの従来の支給申請書への記載方法により記載する。

(問 3) 往療料の改定により、往療料の金額が変更となったが、支給申請書の作成の際に改定前の金額が印字されるなど改定後の往療料による金額の記載が困難な場合、どのように記載すればよいか。

(答) 印刷済みの従来の支給申請書への記載方法によることが困難な場合、往療距離が片道4kmまでの場合には、従来の様式の「往療料2kmまで」の欄と「加算」の欄に合計で2,300円となるよう記載し、また、往療距離が片道4kmを超えた場合には、従来の様式の「往療料2kmまで」の欄と「加算」の欄に合計で2,700円となるよう記載する方法によっても差し支えない。

なお、この方法によっても改定後の往療料による金額を記載することが困難であり、金額の訂正の必要がある場合は、取消線で抹消し正しい金額を記載すること(訂正印は不要)。